

申告漏れに注意！

# 確定申告

■問合せ 税務財政課税務グループ (☎ 74-3003)

## 重要なお知らせ

### ①役場窓口で受け付けできない申告

- ・1月1日現在、洞爺湖町民ではない人の申告
- ・令和3年分以前の申告(当初、修正、更正の請求)
- ・青色事業者の申告(損失含む)
- ・分離所得(単純なものを除く)

これらの申告は、e-Taxを利用するか税務署での申告をお願いします。

### ②役場窓口で申告する際の注意点

令和4年分の申告は、昨年と同様に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から必要書類を預かって作成します(窓口での待機は原則できません)。申告書の作成完了後に受け取りの連絡をしますので連絡の取れる電話番号を伺います。

※今回の申告から利用者識別番号が必要となりました。取得済みの人(過去にe-Tax申告や税務署申告した人)は番号をお知らせください。また、未取得の人は、役場職員が番号取得の手続きをさせていただきます。



## 確定申告が必要な人

- ①営業、不動産所得などがある人で所得税額が生じる人
- ②年末調整をしていない、または、内容を変更するなど所得税の精算が必要な人
- ③年末調整済みで、他に20万円を超える所得がある人など

※公的年金などの収入金額が400万円以下で、それ以外の各種所得金額が20万円以下の場合には所得税の確定申告は不要ですが、所得控除(扶養控除や医療費控除など)を追加する場合は、住民税の申告が必要なので注意してください。



## 国民健康保険加入者の場合

世帯の総所得が一定額以下のとき、国民健康保険税が軽減されます。

令和4年分の収入がなかった人、非課税収入(遺族年金、障害年金など)だけだった人は、住民税の申告をしないと国民健康保険税が軽減となりませんので、忘れずに申告してください。申告の際は身分証を持参してください。



## 確定申告に持参するもの



### ■共通 収入がわかるもの

の、給与・年金の人は源泉徴収票の原本（コピー不可）、マイナンバーが確認できる書類、本人確認書類、税務署から郵送されている「確定申告のお知らせ」をお持ちの人は合わせて持参してください。

※還付申告の場合 申告者名義の預貯金口座がわかるもの（通帳など）

### ■各種所得控除

・**社会保険料控除** 健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書  
・**生命、地震保険料控除** 生命保険、地震保険控除証明書

・**障害者控除** 障害者手帳など

・**配偶者特別控除** 配偶者の収入が分かるもの

・**医療費控除** 医療費控除対象分の利用料領収証から受診者別、病院・薬局ごとに集計し作成した医療費の明細書を持参してください。

### 還付申告の受付が始まります

令和4年分の還付申告の受付が始まります。町では、2月1日（水）から役場税務財政課窓口で随時受付を開始します。

また、申告書は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」でも簡単に作成す

## 確定申告の相談と申告書の相談

役場税務財政課窓口で受付と相談を行います。

2月16日(木)～

3月15日(水)

### 洞爺総合支所申告相談日

■日時 2月3日(金)、17日(金)  
13時30分～17時  
■場所 洞爺総合支所会議室

### 洞爺湖温泉支所申告相談日

■日時 3月3日(金) 10時～  
12時、14時～16時  
■場所 洞爺湖温泉支所会議室



### 事業主の皆さん

#### 個人住民税は特別徴収で納めましょう

従業員の所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税を特別徴収（給与天引き）する義務があります。また、正職員以外のアルバイト・パートなどの従業員についても原則として特別徴収する必要があります。

■問合せ 税務財政課税務グループ（☎74-3003）  
胆振総合振興局納税課（☎0143-24-9586）

ることができ、作成した申告書は、送付または電子申告（e-Tax）により提出できます。詳しくは室蘭税務署（☎0143-22-4151）へ問い合わせてください。

## 固定資産税のお知らせです

### 1. 償却資産の申告を忘れていませんか？ 申告は1月31日(火)まで

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用の資産（構築物、機械、器具、備品など）のことです。所得税法、法人税法で減価償却費として必要経費または損金に算入されます。

償却資産の申告は、法人事業所は固定資産台帳や法人申告書を、個人事業者は所得税確定申告書の減価償却明細書や固定資産の管理帳簿な

どをもとに行ってください。

確定申告書の減価償却明細書に控除される経費として事業用資産の申告がされていても、償却資産申告書にはその資産の記載が漏れているといったことのないよう、必ず確認の上、適正な申告をお願いします。

### 2. 家を取り壊した人は滅失届を

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

未登記の家屋を取り壊した人で、まだ家屋の滅失届をされていない人は、1月31日（火）までに税務財政課へ家屋滅失届を提出してくだ

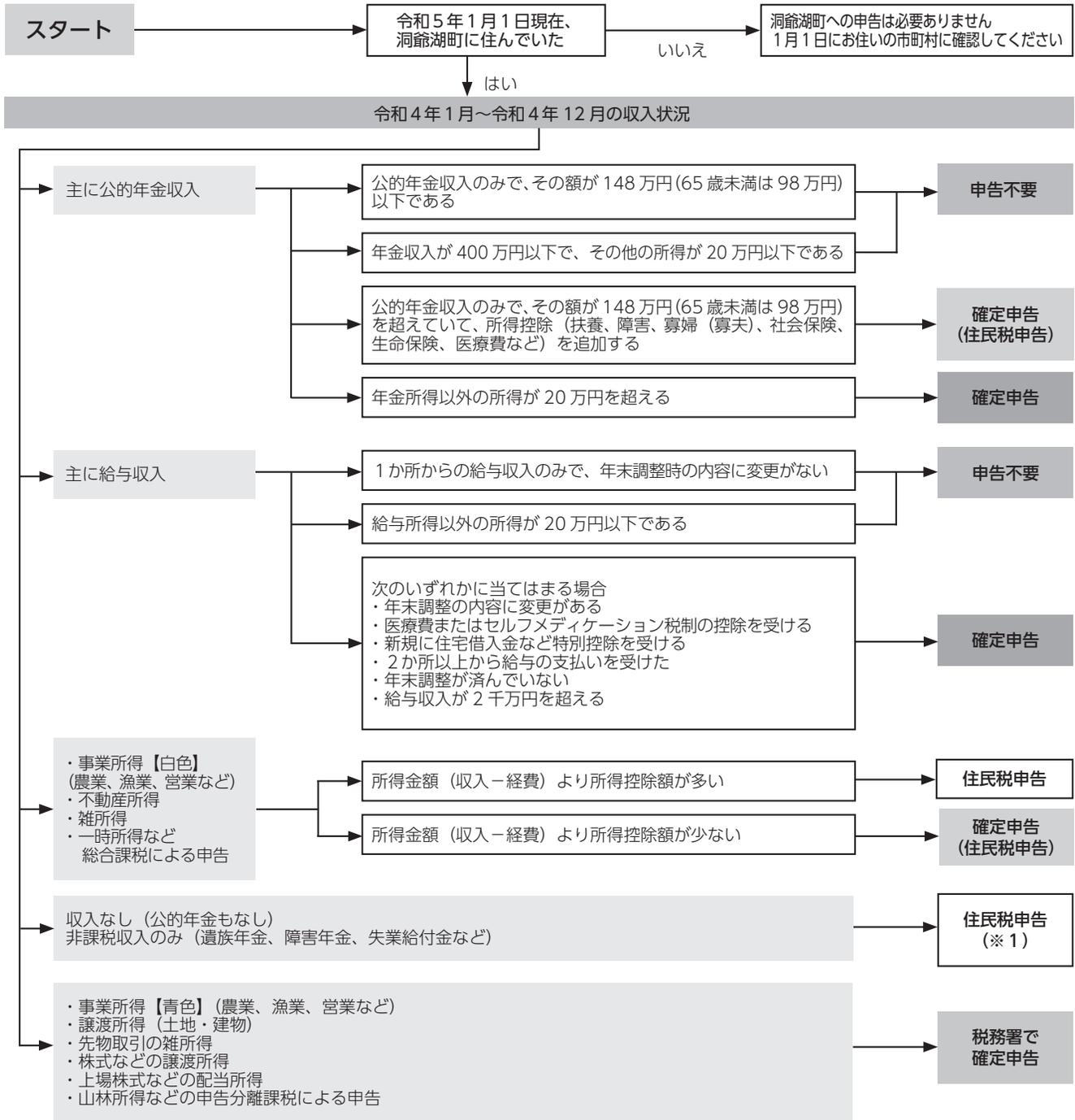
### 申告は1月31日(火)まで

さい。

なお、登記されている家屋については、札幌法務局室蘭支局へ建物滅失登記申請書を提出し、滅失の手続きを行ってください。

カンタンチェック!

# あなたは確定申告が必要? 不要?



※1 税証明書や国民健康保険税の算定などで申告が必要となります。

注: 申告する人の収入状況や控除内容によって、上記のとおりにならない場合もありますのであくまで目安としてください。

## ワンポイント 手話



## 「あけましておめでとう」



毎月、今月の手話を紹介します。  
第49回目は下道英明町長です。

■問合せ 健康福祉課福祉・高齢者グループ (☎ 74-3001)

- ①両手人差し指を伸ばした後、手首を返して人さし指を内側に向けながら並行に並べます(漢字の「一」が上下に並んでいるようにします)
- ②両手の指先をすばめた状態で上に向け、両手を開きながら上に上げます